

広島県告示第二百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

庄島縣知事 湯嶋英彥

		所在 地	土砂災害警戒区域
区域の名称			
正原（一三） 五七六		広島県庄原市東城町田黒地内	
急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	表区 域 示の	
次の図のとおり			
正原（一三） 五七六	区域の名称		土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
次の図のとおり	号三律の施行令で定める事項四十條の規定による土砂災害等に係る対策を実施する区域を定めることによる区域の表示	第十九条の二の規定による土砂災害警戒区域等に係る対策を実施する区域を定めることによる区域の表示	

各区域について、一次の図は省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。